

第16章 浸水想定区域等における円滑 かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1節 洪水、内水対応

1 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び福島県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

現在、本市に関係する洪水浸水想定区域図は次のとおりである。

阿武隈川上流浸水想定区域図

(平成14年4月公表：国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所)

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

郡山市防災会議は、洪水予報、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法（郡山市水防計画書第4章第1節P.30からP.35）
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項（郡山市地域防災計画資料編P.109からP.113）
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、内水に係る避難訓練の実施に関する事項（郡山市水防計画書第15章P.65）
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

3 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

本市の水防計画で定められている地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等は、参考資料P.105のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。

4 洪水・内水ハザードマップ

本市では、洪水・雨水出水浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水・内水ハザードマップを作成し、印刷物を浸水想定区域内の各世帯に配布している。

また、洪水・内水ハザードマップに記載した事項を、市のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができる状態にしている。

この洪水・内水ハザードマップを有効活用して、平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。